

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案に対する修正案 対照表
 ○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（第百八十三回国会閣法第六十号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（共通義務確認の訴えについての対象消費者の授権）</p> <p>第三条の二 特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟を進行するには、見込まれる対象消費者の数に応じて政令で定める割合以上の当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の授権がなければならない。</p> <p>2 前項の対象消費者は、特定適格消費者団体のうちから一の特定適格消費者団体を限り、同項の授権をすることができる。</p> <p>3 第一項の授権をした対象消費者は、当該授権を取り消すことができる。</p> <p>4 前項の規定による第一項の授権の取消しは、当該授権をした対象消費者又は当該授権を得た特定適格消費者団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 対象消費者が第三項の規定により第一項の授権を取り消し、又は自ら対象債権に基づく訴訟を進行したときは、当該対象消費者は、更に特定適格消費者団体に同項の授権をすることができない。</p>	<p>（新設）</p>

6 第一項の授權を得た特定適格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、当該授權は、その効力を失う。

7 民事訴訟法第(平成八年法律第九号)五十八条第二項並びに第二百二十四条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、共通義務確認訴訟において特定適格消費者団体が第一項の授權を欠くときについて準用する。

(説明義務)

第三条の三 特定適格消費者団体は、前条第一項の授權に先立ち、当該授權をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令で定める事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならぬ。

(共通義務確認訴訟授權契約の締結及び解除)

第三条の四 特定適格消費者団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、共通義務確認訴訟授權契約(対象消費者が

(新設)

(新設)

第三条の二第一項の授權をし、特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟を進行することを約する契約をいう。以下同じ。）の締結を拒絶してはならない。

2| 第三条の二第一項の授權を得た特定適格消費者団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、共通義務確認訴訟授權契約を解除してはならない。

（公平誠実義務等）

第三条の五 第三条の二第一項の授權を得た特定適格消費者団体は、当該授權をした対象消費者のために、公平かつ誠実に共通義務確認訴訟の進行（当該授權に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）をしなければならない。

2| 第三条の二第一項の授權を得た特定適格消費者団体は、当該授權をした対象消費者に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。

（管轄及び移送）

第六条 共通義務確認訴訟については、民事訴訟法第五条（第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

（特定適格消費者団体の認定）

（新設）

（管轄及び移送）
第六条 共通義務確認訴訟については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条（第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

（特定適格消費者団体の認定）

第六十五条 (略)

2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 被害回復裁判手続に関する業務(第三条の二第一項、第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)

二・三 (略)

3・4 (略)

5 前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、共通義務確認訴訟授権契約、簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容並びに請求の放棄、和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三条の二第一項、第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権をした者の意思を確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の

第六十五条 (略)

2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 被害回復裁判手続に関する業務(第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)

二・三 (略)

3・4 (略)

5 前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容並びに請求の放棄、和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権をした者(第七十六条において単に「授権をした者」という。)の意思を確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する

措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

(報酬)

第七十六条 特定適格消費者団体は、第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権をした者との簡易確定手続授権契約又は訴訟授権契約で定めるところにより、被害回復関係業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

第九十三条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該特定適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三条の二第一項、第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解をすること又はしたこと。

三 (略)

場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

(報酬)

第七十六条 特定適格消費者団体は、授権をした者との簡易確定手続授権契約又は訴訟授権契約で定めるところにより、被害回復関係業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

第九十三条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該特定適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解をすること又はしたこと。

三 (略)

25 (略)

第九十七条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三条の四第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに共通義務確認訴訟授權契約の締結を拒んだ者
- 二 第三条の四第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに共通義務確認訴訟授權契約を解除した者
- 三 第十四条の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続開始の申立てを怠った者
- 四 第三十三条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授權契約の締結を拒んだ者
- 五 第三十三条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授權契約を解除した者

附則

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求及びこの法律の施行前に行われた加害行為に係る請求に係る金銭の支払義務には、適用しない。

25 (略)

第九十七条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続開始の申立てを怠った者
- 二 第三十三条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授權契約の締結を拒んだ者
- 三 第三十三条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授權契約を解除した者

(新設)

附則

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求(第三条第一項第五号に掲げる請求については、この法律の施行前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払義務には、適用しない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、共通義務確認訴訟において当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務の存否以外の事項を含めた柔軟な和解を可能とする等紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることができるようにするための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2| 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(新設)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。